

特別養護老人ホーム青空 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕  
事業運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人足利むつみ会が設置する特別養護老人ホーム青空（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定短期介護予防入所生活介護の提供においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定短期入所生活介護等を提供するにあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定短期入所生活介護等の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、

居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 指定短期入所生活介護等の提供にあたっては、事業所の職員によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム青空
- (2) 所在地 栃木県足利市島田町801

## 第2章 職員及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、老人福祉法に規定される施設の運営に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 事務長 1名  
施設長を補佐し、事務管理を統括する。
- (3) 医師 1名(非常勤)  
利用者の診察及び保健衛生の管理指導を行う。
- (4) 生活相談員 1名  
利用者の入退居、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行う。
- (5) 看護職員 1名以上  
利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護、保健衛生の業務を行う。
- (6) 介護職員 4名以上  
利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。
- (7) 栄養士 1名  
利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 機能訓練指導員 1名  
利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練を行う。
- (9) 事務員 2名  
必要な事務を行う。

### 第3章 利用定員等

(利用定員)

第6条 事業所のユニットの数及びユニットの利用定員は次のとおりとする

- (1) 併設型としユニットの数は1ユニットとする。
- (2) ユニットの利用定員は10名とする。

### 第4章 利用者に対する指定短期入所生活介護等の内容及び費用の額

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 事業所は、指定短期入所生活介護等の提供の開始に際しては、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した重要事項説明書等の文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者又はその家族の同意を得た上、別に定める契約書により利用契約を締結するものとする。

(指定短期入所生活介護等の開始)

第8条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的、精神的な負担の軽減等を図る必要があるときは、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障がある者に対し、指定短期入所生活介護等を提供するものとする。

(サービス提供の記録)

第9条 事業所は、利用に際しては利用の年月日並びに利用施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

- 2 事業所は、指定短期入所生活介護等を提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録する。

(利用料等)

第10条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）」によるものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）」によるものとする。

- 3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができるものとする。
- (1) 食費 1日1,445円(朝食370円、昼食610円、夕食465円)
  - (2) 滞在費 1日2,066円
  - (3) 特別な食事の提供に要する費用 実費
  - (4) 次条に定める通常の送迎実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護等の送迎に要する費用 片道1キロメートル50円
  - (5) 理美容代金 実費
  - (6) 利用者の希望により提供された歯ブラシ、化粧品等の日用品 実費
- 4 前項(1)及び(2)については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。
- 5 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して、利用料及びその他の個別の費用ごとの区分に応じた利用料について記載した領収書を交付するものとする。
- 6 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得るものとする。なお、やむを得ない事情等により、当該内容及び費用に変更がある場合にも、予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護等に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定短期入所生活介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、足利市の区域とする。

(指定短期入所生活介護等の取扱方針)

- 第12条 事業所は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行う。
- 2 指定短期入所生活介護等は、利用者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮して行う。
  - 3 指定短期入所生活介護等は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行う。
  - 4 指定短期入所生活介護等は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把握しながら適切に行う。
  - 5 職員は、指定短期入所生活介護等に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
  - 6 事業所は、指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制

限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 7 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- 8 事業所は、自らその提供する指定短期入所生活介護等の質の評価を行い、常にその改善を図る。

#### （短期入所生活介護等計画の作成）

第13条 管理者は、4日以上継続して利用することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護等の提供の開始前から終了後に至るまでの利用するサービスの継続性に配慮して、他の職員と協議の上、サービスの目標、具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護等計画を作成するものとする。

- 2 短期入所生活介護等計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 管理者は、短期入所生活介護等計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 4 管理者は、短期入所生活介護等計画を作成した際には、当該短期入所生活介護等計画を利用者に交付しなければならない。

#### （介護）

第14条 介護は、利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 事業所は、利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援する。
- 3 事業所は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に対し、その意向に応じて適切な回数の入浴の機会を提供する。入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合には清しきをもって入浴の機会の提供に代えるものとする。
- 4 事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
- 5 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、利用者の排せつ状況を踏まえておむつを適切に取り替える。
- 6 事業所は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 7 事業所は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

(食事)

第 15 条 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

2 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。

3 事業所は、適温に配慮し、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。食事時間は次のとおりとする。

(1) 朝食 午前 7時30分から

(2) 昼食 午前12時00分から

(3) 夕食 午後 6時00分から

4 事業所は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第 16 条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第 17 条 事業所は、利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第 18 条 事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を採るものとする。

2 事業所の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。

3 事業所は、入院又は通院を必要とする利用者のために、協力病院及び協力歯科医院を定める。

(1) 協力病院

ア 長崎病院 (診療科目 内科、整形外科、外科、泌尿器科)

住所 栃木県足利市伊勢町1丁目4番地7

電話 0284-41-2230

イ イムス太田中央総合病院 (診療科目 内科、外科、整形外科、脳神経内科・外科等)

住所 群馬県太田市東今泉町875-1

電話 0276-37-2378

ウ 本庄記念病院 (診療科目 内科、外科、皮膚科、整形外科等)

住所 栃木県足利市堀込町2859

電話 0284-73-1199

(2) 協力歯科医院

ア 屋代歯科医院

住所 栃木県足利市通2-2630

電話 0284-21-2630

イ おおわ歯科クリニック

住所 栃木県足利市利保町1-14-9

電話 0284-82-8016

(その他のサービス提供)

第19条 事業所は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るものとする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(留意事項の説明及び同意)

第20条 事業所は、利用申込者が指定短期入所生活介護等の提供を受ける際には、あらかじめ、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書により説明し、文書により同意を得るものとする。

(利用者の心得)

第21条 利用者は、自らの有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿った自律的な生活を営むことができるよう、他の利用者のそれにも十分配慮しながら、社会的規範を守り、健全な共同生活の運営に努めるものとする。

(外出)

第22条 利用者は、外出するときは、あらかじめ、所定の様式により管理者に届け出るものとする。ただし、職員が随行する場合はこの限りでない。

(衛生の保持)

第23条 利用者は、事業所の清潔、整頓その他環境衛生の保持に協力するものとする。

(禁止行為)

第24条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

(1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

(2) けんか、口論、泥酔等により他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

- (3) 施設の秩序又は風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第25条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定短期入所生活介護等の提供に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

## 第6章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第26条 事業所は、現に指定短期入所生活介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、前項の緊急時等の状況及びその際に採った処置を記録する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第27条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故防止検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。



## 第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第28条 事業所は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画として、防災計画を別に定める。

2 事業所は、非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

3 事業所は、前項に規定する避難、救出、その他の訓練の実施に当たっては、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めるとともに、消防関係者の参加を求め、具体的な指示を仰ぐなど、実効性のある訓練とする。

## 第8章 その他運営に関する事項

(勤務体制の確保等)

第29条 事業所は、利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護等を提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に努める。

(虐待の防止のための措置)

第30条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等の高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化)

第31条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(事業継続計画の策定等)

第32条 事業所は、非常災害や新型コロナウイルスの発生時において、非常時の体制で早期の事業再開を

図り、入居者等の利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための事業継続計画（災害対策編）及び事業継続計画（新型感染症対策編）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

#### （衛生管理等）

第33条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うこととする。

- 2 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号掲げるに措置を講じるものとする。
  - （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね3月に1回以上開催するとともに、職員に周知徹底を図る。
  - （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - （3）事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### （秘密保持等）

第34条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

#### （苦情処理）

第35条 事業所は、指定短期入所生活介護等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適正に対応するために、苦情受付窓口を設置するとともに、苦情処理の体制として苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員を配置し、苦情相談、事実関係の調査、改善措置等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定短期入所生活介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場

合は、当該指導又は助言に従って必要な改善行うものとする。

(地域との連携等)

第 36 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を  
行う等の地域との交流を図るものとする。

(経理の原則)

第 37 条 事業所の運営に伴う収入及び支出は予算に計上し、会計経理に当たっては、収支状況を  
明確にする。

(職員の研修)

第 38 条 事業所は、利用者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さ  
ない職員に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員の資質向上を図るため、次の各号により研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

(記録の整備)

第 39 条 事業所は、職員、事業所及び会計に関する次の各号に掲げる記録を整備する。

(1) 運営に関する記録

ア 事業日誌

イ 沿革に関する記録

ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録

エ 定款及び施設運営に必要な諸規程

オ 重要な会議に関する記録

カ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表

キ 関係官署に対する報告書等の文書綴

(2) 利用者に関する記録 (次項に定めるものを除く。)

ア 利用者名簿

イ 利用者台帳 (利用者の生活歴、病歴、利用前の居宅サービスの利用状況、処遇に関  
する事項その他必要な事項を記録したもの)

ウ 献立その他食事に関する記録

エ 利用者の健康管理に関する記録

(3) 会計経理に関する記録

別に定める経理規程に定められた記録

2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する次の各号に掲げる記録を  
整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- (1) 短期入所生活介護等計画
- (2) 第9条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第30条に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 第25条に規定する緊急時等の状況及びその際に採った処置の記録
- (6) 第26条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- (7) 第34条に規定する苦情の内容等の記録

(法令との関係)

第40条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令及び介護保険法に定めるところによる。

(改廃)

第41条 この規程の改廃は、理事会において定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 指定短期入所生活介護事業所青空運営規程（平成19年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和6年6月12日から施行し、令和6年5月1日から適用する。ただし、改正後の第10条第3項第2号に規定する滞在費は、令和6年8月1日から施行する。